

# 道央廃棄物処理組合競争入札参加資格事務取扱規程

(平成26年4月1日訓令第6号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、道央廃棄物処理組合（以下「組合」という。）が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格の対象等)

第2条 競争入札の参加に係る資格の対象とする契約の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事の請負
- (2) 設計業務等の請負
- (3) 物品の購入、製造、修繕、改造、賃借及び売払い
- (4) 業務の委託

2 前項の資格の対象とする業種は、別表第1に掲げるものとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、その都度定めることができる。

(資格の決定)

第3条 競争入札に参加する資格を有する者は、組合を組織する市町（以下「関係市町」という。）において、競争入札に参加する資格を有する者の名簿に登録された者とする。

(資格の有効期間)

第4条 参加資格の有効期間は、関係市町における競争入札参加資格の有効期間とする。

(競争入札参加の排除)

第5条 資格者が法第292条において準用する令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため競争入札に参加させないこととする期間は、別表第2の

競争入札参加排除基準による。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者の参加資格に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

業種分類表

大分類	中分類	小分類		主な取扱品目（業務）
建設工事	建設工事	101	土木一式工事	
		102	建築一式工事	
		103	大工工事	
		104	左官工事	
		105	とび・土工・コンクリート工事	
		106	石工事	
		107	屋根工事	
		108	電気工事	
		109	管工事	
		110	タイル・れんが・ブロック工事	
		111	鋼構造物工事	
		112	鉄筋工事	
		113	ほ装工事	
		114	しゅんせつ工事	
		115	板金工事	
		116	ガラス工事	
		117	塗装工事	
		118	防水工事	
		119	内装仕上工事	
		120	機械器具設置工事	
		121	熱絶縁工事	

		122	電気通信工事	
		123	造園工事	
		124	さく井工事	
		125	建具工事	
		126	水道施設工事	
		127	消防設備工事	
		128	清掃施設工事	
設計等	測量	201	測量	
	地質調査	202	地質調査	
	土木施工物の設計	203	土木設計	
	建築物の設計	204	建築設計	
		205	設備設計のみ	
	技術資料の作成	206	技術資料作成	
	道路清掃	207	道路清掃	
物品購入等	鉄工	301	建設用機械	土木・建設用機械、発電機等
	機械	302	農林業用機械	チェーンソー、芝刈機、刈払機等
		303	その他機械工具及び用品	ボイラー部品、浄水場・処理場部品、焼却炉部品、火葬炉部品、エアフィルター等
		304	鉄工機械修繕	整備及び修理
建設資材		305	鉄鋼	鉄鋼材、鉄蓋（ふた）、アルミサッシ、鋼管等
		306	骨材及びセメント	砂利、砕石、砂、縁石、ブロック等

	307	木材	仮設・建築用木材、内外装材、保温材等
	308	合成材	アスファルト合材、塩ビ管等
	309	その他資材	ガラス、畳、建具、衛生陶器、ペンキ、凍結防止剤等
電気	310	家庭用電気製品	映像・音響製品、空調暖房製品、照明器具、電池、家事・調理製品（冷蔵庫、洗濯機、掃除機等）、ミシン等
	311	放送・電波・通信機器	放送設備、無線機、電話・FAX設備等
	312	その他電気機器及び資材	電設資材、昇降装置、舞台照明等
農林漁業	313	園芸用資材	肥料、農薬、園芸用品、黒土等
	314	生花	生花、鉢花等
	315	漁業用資材	魚網、釣具、船舶用品等
医療 理化学	316	医療・理化学器具	医療用機器、理化学用機器、身長計・体重計、AED等
	317	精密機械器具	光学機器、公害測定機器、水道メーター等
	318	介護用機械器具	車椅子、ベッド等
	319	衛生材料	衛生材料、紙おむつ等
	320	医薬品	医療用薬品、各種家庭用薬品、ワクチン等
	321	化学・工業薬品	試薬、プール消毒剤、活性炭、脱酸剤、消石灰、次亜塩素酸ナトリウム、苛（か）性ソーダ、ろ布洗

			<p>浄剤、硫酸、重金属安定化剤、清 缶剤、反応助剤、リン酸、ポリ塩 化アルミニウム、スケール防止 剤、塩化第二鉄、消泡剤、消臭液、 脱水用高分子助剤等</p> <p>322 医療材料</p> <p>注射針、シリンジ、カテーテル、 X線フィルム等</p> <p>323 医療用ガス</p> <p>液体酸素、酸素ガス、液体窒素、 笑気ガス等</p>
事務 教材	324	文具	文房具、紙、OA消耗品、印章・ ゴム印等
	325	事務用機械器具	事務用機械、事務用器具、OA機 器、コンピュータソフトウェア、 展示用器具等
	326	楽器	楽器、CD・DVD、楽譜等
	327	保育用品	保育教材、環境整備用具等
	328	教育用品	標本、学校用教材等
	329	図書	書籍、雑誌、紙芝居、地図、DV Dソフトウェア等
写真	330	カメラ及びカメラ用品	カメラ、デジタルカメラ、カメラ 用品等
	331	現像及び焼付け	現像、焼付け等
スポーツ 記章	332	スポーツ用品	スポーツ用具・機器、トレーニン グウェア等
	333	アウトドア用品	レジャー用テント、寝袋、テーブ ル・イス、レジャー用調理器具・

	334	記章	食器類等 トロフィー、盾、メダル、バッジ、 腕章、旗等
印刷	335	一般印刷	ちらし、パンフレット、封筒、冊子等
	336	フォーム印刷	伝票、帳票等
	337	特殊印刷	地図、第二原図、シール等
車両	338	自動車	乗用車、バス、トラック等
	339	特殊車両	除排雪用車両、モーターグレーダー、掘削機等
	340	架装	消防車両、清掃車両等
	341	その他車両	オートバイ、自転車・一輪車、リヤカー、除雪機等
	342	車両部品及び用品	油脂、部品、用品、バッテリー、タイヤ等
	343	車両修繕	点検、整備、修理、板金塗装等
燃料	344	石炭及び木炭	石炭、木炭等
	345	石油製品	ガソリン、軽油、重油、灯油、液化石油ガス等
衣料 靴	346	寝具	布団、毛布、枕、座布団等
	347	被服及び呉服	制服、防寒衣、雨衣、作業衣、白衣、事務服、手袋等
	348	はきもの及びかばん	革靴、作業靴・安全靴、ゴム長靴、運動靴、病院用シューズ、かばん等
家具	349	家具類	木製家具、山台、製作家具、じゆ

室内装飾	350	カーテン	うたん等 カーテン、ブラインド、暗幕、舞台幕等
	351	帆布類	イベントテント、シート等
保安用品	352	保安用品	ヘルメット、交通標識、工事表示板等
	353	消防器材	消防ホース、消防ポンプ、救助器具、避難器具、防火衣、消火器、消火薬剤等
時計	354	時計、眼鏡及び貴金属	時計、眼鏡、貴金属等
眼鏡	355	贈答品	贈答品全般
金物 雑貨	356	金物及び家庭用器具	一般用金物、工具、道具、物置、車庫等
	357	日用雑貨	家庭用雑貨、指定ごみ袋、石鹼・洗剤類、軍手、清掃用品、ガラス・陶器類、収納用品等
	358	厨房用機器	業務用厨房機器、給食用器具、調理台、食器類等
	359	暖房用器具及びガス器具	ストーブ（灯油・ガス）、ガスコンロ等
看板	360	看板	看板、横断幕・懸垂幕等
物品賃貸	361	自動車賃貸	乗用車、バス、除雪車等
	362	事務用機器・通信機器賃貸	複写機、携帯電話、通信機器（携帯電話機を除く。）、OA機器、事務用機械・器具、システム一式（ソフトウェア含む。）等



		363	医療用機器賃貸	医療機器、検査・分析機器等
		364	その他物品賃貸	仮設ハウス、仮設トイレ、被服、計量器、トレーニング機器、除雪機・移動式融雪機等
	不用物品 買い受け	365	不用物品買い受け	鉄くず、非鉄金属くず、車両等の再生資源
業 務 委 託	警備業務	401	常駐警備	
		402	機械警備	
	建物清掃 業務	403	館内清掃	一般清掃（庁舎、施設等）及び特別清掃（ワックスがけ等）
		404	その他建物清掃	ガラス、外壁等
	建物設備 等保守業 務	405	電気設備保守	電気工作物保守、通信設備保守等
		406	危険物貯蔵所及び消防用設備等保守	
		407	機械設備保守	昇降装置保守、給排水設備保守、空調設備保守、冷暖房設備保守、自動ドア保守、トラックスケール保守（法定検査含む。）等
		408	その他建物設備等保守	舞台設備保守、音響・映像システム保守等
	建物環境 衛生管理 業務	409	水質検査	
		410	貯水槽・排水槽等清掃	貯水槽、雑排水槽等清掃、川底清掃等
	411	その他建物環境衛生管理	煤煙測定、室内空気環境測定、ねずみ・昆虫等防除等	
計量証明	412	環境測定分析	大気測定分析、土壌汚染測定分	

業務			析、水質汚濁測定分析、騒音測定 分析その他計量証明
臨床検査 業	413	臨床検査	
廃棄物処 理業務	414	一般廃棄物処理	浄化槽清掃、浄化槽保守点検、一 般廃棄物収集運搬及び一般廃棄 物処分
	415	産業廃棄物処理	産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物 処分、特別管理産業廃棄物収集運 搬及び特別管理産業廃棄物処分
運送業務	416	旅客運送	一般旅客自動車運送、特定旅客自 動車運送及びスクールバス運行 管理
	417	貨物運送	一般貨物自動車運送、特定貨物自 動車運送、貨物軽自動車運送、給 食配送、文書配送及び指定ごみ袋 保管配送
情報サー ビス・調査 等業務	418	電算処理	コンピュータシステム・ソフトウ ェア（データベース等）の開発・ 保守、電算情報の加工処理、電子 化業務等
	419	調査研究・企画立案	各種統計調査・分析、構想・計画 （建設工事に係るものを除く）の 企画立案及びイベントの企画立 案
	420	航空写真撮影・図面・台帳作成	航空写真撮影から図面製作まで、

			航空写真撮影、現況図・地番図等の作成・修正
	421	その他情報サービス・調査等業務	ホームページ作成、自然環境調査、環境アセスメント、下水道管管内調査（漏水調査）等
その他	422	学校用務業務	
	423	ピアノ調律業務	
	424	構内除排雪業務	
	425	スケートリンク造成管理業務	
	426	庭園等管理業務	施設等周辺の草刈り、施設等周辺の枝払い及び施設等周辺の軽易な清掃
	427	その他業務	パンフレット・ガイドブック企画制作、映像企画製作、翻訳等

別表第2（第5条関係）

競争入札参加排除基準

1 法第292条において準用する令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させない期間

1 法第292条において準用する令第167条の4第2項第1号に該当する場合 (例示) (1) 工事中資材等につき、設計書、仕様書等で指定されたものの以外の粗悪な品質のものを故意に使用した場合 (2) 工事中原材料につき、故意に粗雑なものを使用したと認められる場合	2年
--	----

<p>(3) 工事現場に搬入された検査済材料を故意に変更して使用した場合</p> <p>(4) 納入すべき物件につき、故意に粗悪な品質のものを混入させ、又は数量を偽った場合</p> <p>(5) その他これらに類する行為があったと認められる場合</p>	
<p>2 法第292条において準用する令第167条の4第2項第2号に該当する場合</p> <p>(例示)</p> <p>(1) 偽計又は威力をもって競争入札の公平な執行を妨げ、公訴を提起された場合</p> <p>(2) 競争入札において公正な価格の成立を妨げ、公訴を提起された場合</p> <p>(3) 競争入札において不正の利益を得る目的をもって連合し、公訴を提起された場合</p> <p>(4) その他これらに類する事実があったと認められる場合</p>	<p>1年6カ月以上2年以内</p>
<p>3 法第292条において準用する令第167条の4第2項第3号に該当する場合</p> <p>(例示)</p> <p>(1) 落札者が契約書その他これに類する書面を作成することを妨げ、又は落札者が契約保証金を納付すること等を妨げた場合</p> <p>(2) 偽計又は威力をもって契約者の当該契約の履行着手及び履行等を妨げた場合</p> <p>(3) 正当な理由がなく契約の履行場所への侵入路その他土地の使用等について制限をする等により契約者の契約の履行を妨げた場合</p> <p>(4) その他これらに類する行為があったと認められる場合</p>	<p>1年以上2年以内</p>

<p>4 法第292条において準用する令第167条の4第2項第4号に該当する場合</p> <p>(例示)</p> <p>(1) 偽計又は威力をもって監督員又は検査員の職務の執行を妨げた場合</p> <p>(2) その他これに類する行為があったと認められる場合</p>	<p>1年6カ月以上2年以内</p>
<p>5 法第292条において準用する令第167条の4第2項第5号に該当する場合</p> <p>(例示)</p> <p>(1) 落札者が契約を締結しない場合</p> <p>(2) 自己の責めに帰すべき理由により契約を解除された場合</p> <p>(3) 保証人が当該契約を履行した場合</p> <p>(4) その他これらに類する事実があったと認められる場合</p>	<p>1年以上2年以内</p>
<p>6 法第292条において準用する令第167条の4第2項第6号に該当する場合</p> <p>(例示)</p> <p>(1) 前各項の一に該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者</p>	<p>代理人、支配人その他の使用人について決定された前各項の期間の残存期間</p>

## 2 基準適用の原則

- 1 資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が、1の表各項のうち2以上の項に該当するときは、当該各項に定める期間の短期及び長期のうち、それぞれ最も長いものをもって当該排除期間の短期及び長期とする。
- 2 資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が、法第292条において準用する令第167条の4第2項の規定に該当し、かつ、道央廃棄物処理

組合競争入札参加資格者指名停止措置要綱第2条第1項の規定に基づく指名停止基準に該当する場合は、法第292条において準用する令第167条の4第2項の規定を優先して適用するものとする。

- 3 資格者が共同企業体の場合であって、当該共同企業体が法第292条において準用する令第167条の4第2項各号の一に該当した場合は、当該共同企業体及び当該共同企業の構成員について同項の規定を適用するものとする。ただし、当該契約の履行に関し当該共同企業体の構成員が分担することとしている場合であって、当該共同企業体が法第292条において準用する令第167条の4第2項第1号に該当した場合においては、同号に該当することとなる当該共同企業体の構成員について適用するものとする。